



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 丸 八 証 券 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 里 野 泰 則
(コード：8700、東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 マネジメント本部 参事 IR担当
山 田 寿 男
(TEL. 052-307-0850)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改定箇所には下線を付しております。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は社外役員を選任しており、取締役会では常勤役員のほか社外役員も常に出席し、各々専門的な経験や知識に基づき経営に関する指導・助言を積極的に行うなど、経営に対する監視機能を果たしております。
- ② 取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」を設置し、法令遵守体制の状況やリスク管理体制の状況等について組織横断型の牽制機能を生かしながら指導監督を行っております。
- ③ 法令遵守体制を実効あらしめるために、取締役は「取締役会規程」および「取締役規則」に則った行動規範により職務の執行を行っており、使用人は「倫理綱領」に基づく行動規範を旨とし、「組織規程」、「職務権限規程」および「業務分掌規程」にしたがい職務の遂行を行っております。
- ④ コンプライアンス体制の整備に向けた動きとして、内部監査機能の強化を図るため、社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する体制を整備しております。
- ⑤ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制は、代表取締役社長を内部統制整備・運用・評価責任者とし、内部監査室が整備・運用・評価の事務局となっております。
- ⑥ 社内検査については、営業検査室が外部の検査機関と合同で検査業務を行う等、検査業務の最適化を図っております。
- ⑦ 「自主申告制度」ならびに「内部通報制度」等を設置することにより、違反行為に対する適切かつ迅速な管理体制を構築しております。

- ⑧ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を策定し、企業および市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するとともに、外部専門機関と連携しながら関係遮断に向けた体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、「文書管理規程」に基づき、職務執行に係る情報の保存および管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。
- ② 情報の管理については、「個人情報の保護に関する規程」、「情報管理規程」および「情報セキュリティポリシー」を定めて対応しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行にかかる種々のリスクに関する評価・監視・管理等の重要性を認識し「リスク管理規程」やカテゴリごとくに定めたリスク条項に基づいた包括的な把握に努め、所定事項を取締役に報告しております。
- ② 地震、風水害、テロ等の災害発生時およびその恐れがある場合は、「事業継続計画(BCP)」に基づき災害発生時等においても事業が継続でき、かつ重要な業務が中断した場合にすみやかに当該業務が再開できるよう、代表取締役社長を本部長とした「緊急対策本部」を設置し、指揮命令体系の明確化と危機管理の統括にあたります。
- ③ 当社におけるコンピュータシステムが障害、災害等から障害を被り、業務遂行が妨げられる事態、あるいは事態が予測される場合に備えた対応体制および対応手順を策定した「コンティンジェンシープラン」を整備し、システム障害、自然災害および社会インフラ障害から被る悪影響、被害等を最小限に抑えるため、暫定対応等を含む対策を策定し、緊急時には迅速な対応を可能にする体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、毎月1回定例の取締役会を開催し、重要事項の決議および各取締役から業務執行状況の報告を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。
- ② 取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」の3つの委員会を設け、有効かつ迅速な職務執行体制の確立を図っております。
- ③ 業務執行に係る重要事項の意思決定を機能的に行うため、代表取締役直轄の「経営会議」を原則として毎月1回開催し、重要な事項の協議と決定を行い、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および親会社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を策定するとともに、法令等に基づく内部統制の整備、運用および評価する体制を構築しております。
- ② 当社および親会社は、それぞれの会社において連携担当部署が特定されており、内部監査室により、必要に応じて監査を実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けることなく、独立性を確保するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制、および、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の全般的な重要事項を協議もしくは決定する機関として、取締役会、経営会議のほか、部店長会議を随時開催し、監査役はこれら会議に出席して意見を述べる体制を整えております。また、これらの会議の開催を通じ、業務執行に係る監査役への報告機能を確保しております。
- ② 監査役は、代表取締役等役員および重要な使用人とのヒアリングの機会を設け、意見交換を行っております。また、会計監査人とは定期的に監査報告会を開催し、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等、緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保しております。
- ③ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しております。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 「監査役会規程」に従い、監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、監査役会で決議することができる体制としております。
- ② 当社は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会および使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
- ② 監査役は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室と定期的に意見交換し連携の強化を図っております。
- ③ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる体制を構築しております。
- ④ 監査役は、当社の全ての会議等について、オブザーバーとして出席し、また会議等に議題および検討事項を提出する等の権限を有し、監査が実効的に行われる体制を確保しております。

以上